



2019年2月1日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志
(J A S D A Q ・ コード 3 8 0 7)
問 い 合 わ せ 先 :
取 締 役 管 理 本 部 長 松 崎 祐 之
電 話 番 号 0 3 (5 7 7 4) 2 4 4 0 (代 表)

(開示事項の経過) 持分法適用関連会社における事業の譲受け
にかかると清算日の延期に関するお知らせ

2018年10月10日に開示いたしました「持分法適用関連会社における事業の譲受けに関するお知らせ」及び2018年11月22日に開示いたしました「(開示事項の経過) 持分法適用関連会社における事業の譲受けの効力発生に関するお知らせ」の経過について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 事業譲渡の清算日の延期

2018年11月22日付「(開示事項の経過) 持分法適用関連会社における事業の譲受けの効力発生に関するお知らせ」において2019年1月31日に事業譲渡の清算に伴い譲渡価格の開示を予定している旨をお知らせしており、2019年1月16日時点における残高基準の承諾割合は約98.5%となっておりますが、さらにより多くの「Zaif」利用者に事業譲渡に対して承諾して頂き、かつ全ての利用者に対する補償履行を目的として、承諾期間の再延長を行うことに伴い、事業譲渡の清算日を延期することといたしました。

譲渡価格は「5,500百万円から、①利用者数による調整(本件事業譲渡に伴う債務及び契約上の地位の承継に承諾しなかった「Zaif」の利用者がいる場合、その属性に応じて、一人当たり事業譲渡契約書で定められた金額を控除する。)及び②本件ハッキング対応費用による調整(本件ハッキング対応費用を控除する。)を行った金額。」により決定されますが、承諾期間の再延長により「①利用者数による調整」の金額が確定しておりません。

2. 今後の見通し

(1) 譲受事業の資産・負債の項目及び金額

2019年1月16日時点における残高基準の承諾割合は約98.5%となっておりますが、事業譲渡に対する利用者の承諾期間及び事業譲渡の清算日が延期され、今後譲り受ける利用者の資産等が確定していないため、譲受事業の資産・負債の項目及び金額は確定しておりません。清算実行に伴い金額が確定いたしましたら開示いたします。

(2) 「Zaif」における利用者承諾状況

2018年12月26日に当社ホームページで公表したニュースリリース「フィスコ仮想通貨取引所 Zaif 事業譲受の現状と今後のスケジュール」においてお知らせした状況から、承諾利用者

数は増加しており、2019年1月16日時点における残高基準の承諾割合は約98.5%となっております。

(3) ハッキング被害にあった各仮想通貨の補償状況

前述のニュースリリースにおいて、2018年11月22日以降に事業譲渡に承諾された口座については、2019年1月中に補償が完了する予定である旨をお知らせしておりましたが、事業譲渡の清算日の延期に伴い、以下のとおり変更させていただきます。なお、2018年11月21日以前に承諾頂いた利用者に対する補償は完了しております。

<BTC、BCH>

2018年11月22日以降に承諾頂いた利用者：承諾後遅滞なく補償完了

<MONA>

2018年11月22日以降に承諾頂いた利用者：事業譲渡の清算終了後に補償予定

(4) 「Zaif」における今後のスケジュール

前述のニュースリリースにおいて、カウンターパーティートークン(ZAIF, XCP, BCY, SJCX, FSCC, PEPECASH, CICC, NCXC)及びビットコインキャッシュ(BCH)については2019年1月中に入出金再開する旨をお知らせしておりましたが、カウンターパーティートークンは2019年1月7日にバージョンアップ、ビットコインキャッシュは2018年11月16日にハードフォークがそれぞれ行われたことに伴い、安全に運用を行うことができる状態を確認できるまで、入出金の再開を延期させていただきます。

「Zaif」においては、引き続き、システムの安全性と利用者の利便性を両立したサービス提供を目指して事業を継続してまいります。

今後は、テックビューロ株式会社と事業譲渡の承諾期間につき協議を継続し、「①利用者数による調整」の金額が確定次第、開示いたします。

以 上